平成２３年（フ）第５１１号
愛媛県上浮穴郡久万高原町久万151番地１
債務者　染次　章治
１　決定年月日時　平成23年12月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山下　　清
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月22日午後２時40分
５　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５１６号
愛媛県松山市小栗２丁目４番５号　西野マンション３号
債務者　冨田美智子
１　決定年月日時　平成23年12月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石光　真理
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月22日午後２時20分
５　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２８２号
兵庫県加古川市野口町水足221番地の30　野口団地２―404号
債務者　辻　　錦吾
１　決定年月日時　平成23年12月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士法人神戸シティ法律事務所
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月27日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１６５号
山口県周南市大字徳山5847番地の２、前住所山口県周南市東山町12番48―205号
債務者　中田　　操
１　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第９５号
岩手県北上市北鬼柳23地割38番地１　フィールド・グローリー104号
債務者　太田　貞子
１　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第８６７号
埼玉県富士見市鶴瀬東２丁目５番40号　ＹＫＤハイツツルセ103
債務者　日野　晃道
１　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第８６６号
埼玉県ふじみ野市新駒林１丁目３番６号
債務者　西村香奈子
１　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第８８２号
埼玉県ふじみ野市鶴ケ岡１丁目14番41号
債務者　横山とも子
１　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第７９号
北海道北見市春光町５丁目12番１―50号
債務者　大坪　武史
１　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第６４７号
埼玉県草加市新栄町560番地　シャルマンコート103号
債務者　清水野かおり
１　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第６５０号
埼玉県三郷市彦野１丁目72番地　白石テラスハウスＢ101
債務者　速水　　求
１　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第６５２号
埼玉県春日部市花積492番地　ベルファーストＢ棟101号
債務者　下里　美和（旧姓前泊）
１　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第６６４号
埼玉県越谷市大字大林469番地７
債務者　堂本　泰正
１　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第７６４号
埼玉県飯能市大字岩沢235番地の13
債務者　木村　好男
１　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第８３２号
埼玉県所沢市けやき台２丁目15番地の１　ハイツ並木Ａ―303
債務者　植原　邦雄
１　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第８４０号
埼玉県日高市大字高萩2233番地１　レオパレスアイリスコート104号室、前住所埼玉県日高市大字原宿118番地11
債務者　鎌田　浩二
１　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第８５９号
埼玉県川越市的場北１丁目18番地17　吉田マンション105号室
債務者　大木　正恵
１　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部